平成２６年（フ）第７０号
高知県宿毛市中央６丁目２番２号
債務者　中田　常博
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　訓生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第２５号
熊本市中央区渡鹿５丁目７番６号　102号
債務者　松尾　慎弥
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２１号
大阪府門真市上島町38番３号
債務者　永井　忠男
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８７８号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字池下20番地４
債務者　関　真砂美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋田　安央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成27年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４８５号
大阪府豊中市北桜塚２丁目２番８―305号
債務者　小櫻　和仁
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　峰義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４８号
大阪市西区土佐堀１丁目５番15―919号、前住所埼玉県川口市大字里1190番地の228
債務者　内木　　勇
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　峰義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１号
堺市西区鳳南町３丁180番地、前住所大阪府摂津市正雀本町２丁目21番１号
債務者　田中　康造
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
札幌市清田区清田１条４丁目５番19号　リラス１・４―202号
債務者　平井　義一
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　晃弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０号
名古屋市南区大堀町７番26号　シャルム大堀403号
債務者　鈴村　　勝
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３号
長崎県長崎市文教町３番57号　昭和寮
債務者　池端　政己
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森永　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
名古屋市中区千代田２丁目14番12号　シティライフ鶴舞10Ａ号、従前の住所名古屋市中区新栄１丁目17番３号　アレアイーストコート新栄405号
債務者　姫田宗一郎
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３６号
栃木県鹿沼市幸町１丁目１番10号　クオリティハウスＡ202
債務者　岡本　悦子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４号
栃木県宇都宮市上桑島町2076番地２
債務者　福島キワ子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目４番13号　ＣＯＭＦＯＲＴ102、前住所栃木県宇都宮市台新田町174番地２　コンドミニオ・レイナ207
債務者　小崎　弘行
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０８０号
横浜市磯子区森１丁目15番１―919号　第１磯子ハイツ
債務者　吉田　憲弘
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７号
神奈川県高座郡寒川町中瀬32番23号
債務者　久保川康子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部